

省令準耐火構造についてのお問い合わせについて

(一社) 日本ツーバイフォー建築協会

火災保険を契約する際の省令準耐火構造について、多くのお問い合わせお受けしております。概要について下記に掲載いたしましたのでご案内申し上げます。

1. 省令準耐火構造を示す書類、書類が無い場合の確認の方法について

火災保険を契約する際に保険料を算出するため保険会社が定めた構造級別判定の基準の一つに旧住宅金融公庫が技術基準を定めた省令準耐火構造があります。火災保険は、保険会社との契約行為であり各保険会社が証明できる書類や証明方法(確認の方法等)を定めています。保険会社ホームページ等でご確認ください。

2. 省令準耐火構造について

省令準耐火構造は、建築基準法に定める準耐火構造とは異なります。

旧住宅金融公庫法により定められ、事業主体である住宅金融公庫は平成 19 年に住宅金融支援機構となりました。

枠組壁工法については、昭和 57 年に「簡易耐火構造に準ずる構造」として位置付け、枠組壁工法住宅工事仕様書に仕様を掲載しました。(その後、平成 5 年の建築基準法改正により「簡易耐火構造」が「準耐火構造」となったことに伴い、省令準耐火構造という名称になりました。)【住宅金融支援機構ホームページより】

詳細については下記、住宅金融支援機構のホームページに省令準耐火構造の仕様について記載がございます。

「省令準耐火構造の住宅とは」のページに掲載されています。

<https://www.flat35.com/business/shinchiku/syourei.html>

上記に記載されている枠組壁工法の省令準耐火の関連資料

>機構の定める省令準耐火構造の仕様 [枠組壁工法] (平成 30 年 4 月 1 日)

<https://www.flat35.com/files/300190839.pdf>

>省令準耐火構造 [枠組壁工法] チェックリスト (2019 年 4 月)

<https://www.flat35.com/files/300207795.pdf>

以上